

盛岡地方振興局長告示第 10 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条第 19 項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 1 月 19 日

盛岡地方振興局長 千葉 英 寛

1 介護予防福祉用具貸与事業

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372101154	シルバーレンタルサービス盛岡	岩手郡雫石町源大堂 50 番地 6	盛岡市上田一丁目 1 番 30 号	平成 18 年 12 月 1 日

2 介護予防特定福祉用具販売事業

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372101154	シルバーレンタルサービス盛岡	岩手郡雫石町源大堂 50 番地 6	盛岡市上田一丁目 1 番 30 号	平成 18 年 12 月 1 日